

広島県告示第八百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十一年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
小谷 誠	呉市焼山中央 一丁目一〇番 三号	ファミリー整 骨院	呉市焼山中央 一丁目一〇番 三号	柔道整復	平成二二年七 月一日
木村 豊	東広島市西条 本町一番一五 号 エイトバ レー三〇	ボディバラ ンス整骨院	東広島市西条 本町一番一五 号 エイトバ レー三〇	柔道整復	平成二二年八 月一日
迫田 大輔	廿日市市陽光 台四丁目七番 四号	ほのか接骨院	廿日市市串戸 四丁目七番二 二号	柔道整復	平成二二年八 月一日